

構造改革特区と経済活性化

2003年 7月 3日

日本経済研究センター

八代尚宏

規制改革の流れ

- 規制緩和から規制改革へ
 - 競争を阻害する事前規制の撤廃
 - 競争を促進する事後チェック機能の強化
- 経済的規制から社会的規制へ
 - 事業者本位から消費者本位のサービスへ
- 官製市場の改革
 - 事業の効率化だけでなく新産業の創出へ
- 国から地方への権限委譲
- 個別規制の改革から制度自体の改革へ

規制改革はなぜ必要か

- 過去の古い規制を新しい時代の規制へ。
- 消費者の多様なニーズに対応した多様な経営主体の参入が経済活性化の源泉。
- 経営の安定性よりも市場競争を通じたサービスの質向上を目的。
- 消費者の選択肢を否定する株式会社参入禁止。
- 規制改革は保護貿易から自由貿易への転換と同じ意味。
- 経済活性化・国民生活の充実を通じた雇用・所得の拡大を目的。

規制改革のアクションプラン

1、医療をサービス産業へ

- ・ 株式会社等による医療機関経営の解禁
- ・ 医療法人と株式会社とに共通の規制強化を
- ・ 保険診療と保険外診療との併用（混合診療）
- ・ 医薬品の一般小売店における販売

2、教育をサービス産業へ

- ・ 幼稚園・保育所の一元化
- ・ 株式会社、NPO等による学校経営の解禁
- ・ 大学・学部・学科の設置等の自由化

3、農業を普通の産業へ

- ・ 株式会社等による農地取得の解禁
- ・ 経営主体にかかわらず共通の農地規制を

構造改革特区の意義

1、なぜ「特区」方式か

- ・規制改革に対して「総論賛成・各論反対」の壁
- ・全国一律の改革の先行実施で安全性チェック

2、「社会的実験」の必要性

- ・地域限定で規制を外し新しい事業活動の創出
- ・米国型の特区を通じた制度間競争の促進

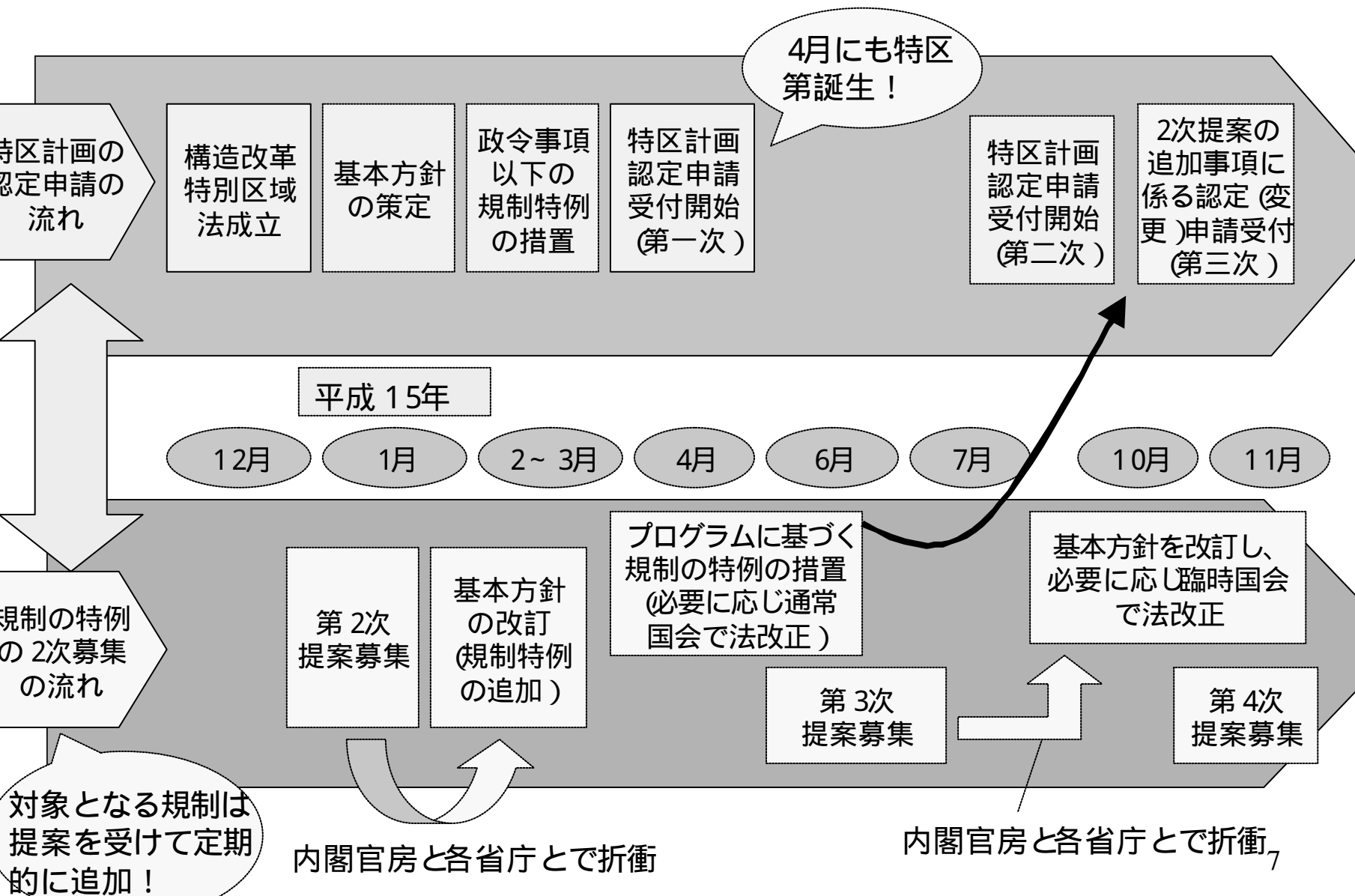
3、国のモデル事業との違い

- ・地方のイニシアティブ・ニーズに基づく改革
- ・財政的支援処置の排除
- ・地方自治体と内閣特区室との直接的な連携

前例のない特区法の特徴

- 2002年 3月の総合規制改革会議WG構想から7月の特区室・12月の法律制定までの速度。
- 特定地域に限定した各省庁規制の特例措置のリストを内閣法で明記。
- 1年に2回の法律改正によるリスト追加という頻繁な改正を当初から前提。
- 情報公開の徹底。地域からの提案募集に基づき各省と折衝・全ての情報が交渉過程も含めネット上で公表。
- 行政現場の市町村と首相直轄の内閣府とが直接に連携した共同作業。
- 制度改革に中立的な専任大臣・専任の組織

今後の進め方（構造改革特区に関する認定申請と提案募集の2つの流れ）



第1次特区（117地域）の設立

1、教育関連

- 多様な公立教育カリキュラム、幼稚園保育所連携
- 大学設置校地面積基準の緩和

2、農業関連

- 農村地域における株式会社の農業経営
- 市民農園等に関わる農地法等の特例措置

3、国際物流関連

- 24時間通関業務 安価な電力供給 研究開発支援

4、医療関連

- 高度先進医療病院の適用基準弾力化（全国適用）

構造改革特区の課題

- まだ少ない真に実験的な内容の特区。各省にまたがる複数の規制の特例を目指す特区
- 特区は自治体主導の改革の一つの手段。規制のグレーゾーンへの挑戦
- 特区を全国的な規制改革を遅らせるのではなく、促進させるための手段に
- 特区評価委員会の役割（効果と弊害の両面の評価）
- 特区室は多様な意味での行政制度運営の実験場
- 情報公開・頻繁な改定・委員公募・民間運営委託
- 特区方式を他の制度改革にも積極的な適用を。